

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一
加古川市監査委員 船 江 恒 平
加古川市監査委員 木 谷 万 里
加古川市監査委員 岡 田 妙 子

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

令和6年4月1日から令和7年10月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
スポーツと文化のまち かこがわ健幸パートナーズ	たんようウェルネスパーク (加古川ウェルネスパーク)	スポーツ・ 文化課
	加古川海洋文化センター	
ウォーター・ライフ連合体	漕艇センター	スポーツ・ 文化課

2 監査の実施期間

令和7年12月2日から令和8年2月18日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査する

とともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) たんようウェルネスパーク（加古川ウェルネスパーク）

ア 指定管理者名 スポーツと文化のまち かがわ健幸パートナーズ

イ 指定管理者が行う業務

（ア）ウェルネスパークの利用の許可に関する業務

（イ）ウェルネスパークの施設及び設備の維持管理に関する業務

（ウ）その他ウェルネスパークの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) 加古川海洋文化センター

ア 指定管理者名 スポーツと文化のまち かがわ健幸パートナーズ

イ 指定管理者が行う業務

（ア）加古川海洋文化センターの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第4号）第3条に規定する業務

（イ）海洋文化センターの利用の許可に関する業務

（ウ）海洋文化センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（エ）その他海洋文化センターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 漕艇センター

ア 指定管理者名 ウォーター・ライフ連合体

イ 指定管理者が行う業務

（ア）加古川市立漕艇センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第30号）第3条に規定する業務

（イ）漕艇センターの利用の許可に関する業務

（ウ）漕艇センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。